

療養病床から転換した介護老人保健施設について

考え方（前回（10月12日）ご議論いただいたものの整理）

- 療養病床は、これまで一般病床からの退院者の受け皿としての機能を果たしており、療養病床から転換した介護老人保健施設についても、この機能を引き続き確保する必要がある。
- また、療養病床の転換に際しては、療養病床に入院していた者のうち、一定の医療サービスを必要とするものの医療の必要性が比較的低く、状態が安定している者の医療ニーズに適切に対応することが必要である。
- こうした医療ニーズについては、既存の介護老人保健施設の基準等では対応することが難しいものがあるため、療養病床から転換した介護老人保健施設については、一部機能を付加して対応する必要がある。具体的には、
 - ・ 平日昼間における医療ニーズの高まりに対する対応
 - ・ 夜間等の対応（急性増悪といった緊急対応、日常的な医療処置）
 - ※ 既存の介護老人保健施設では、夜間の看護職員の配置は義務づけられていない。
 - ・ 看取りへの対応
 - ※ 死亡退所率 介護療養病床:27.0% 介護老人保健施設:2.2%

- これらの機能については、入所者全員がほぼ等しく受けるサービスと入所者の状態により個別のニーズが大きく異なるサービスに分かれることから、介護報酬上の評価手法としては、入所者に等しく支払う方式と実際にサービス提供がなされた程度に応じ支払う方式を適切に組み合わせ、現行の施設サービス費に加えて評価することとする。
- 一方、療養病床が介護老人保健施設に転換した後、一定期間の経過に伴い、退所等により入所者像が変化する可能性がある。
- 療養病床から転換した介護老人保健施設については、現在の入所者のうち、「一定の医療サービスを必要とするものの医療の必要性が比較的低く状態が安定している者」を受け入れることにより、療養病床が担っていた一般病床からの退院者の受け皿としての機能を担保する必要がある。
- また、療養病床から転換した介護老人保健施設の入所者については、既存の介護老人保健施設の入所者と比較し、日中・夜間等を通して一定の医療ニーズが高いと考えられる。
- このため、適切な医療サービスの提供が必要な者の受け皿を確保する観点から、療養病床から転換した介護老人保健施設については、一定の医療サービス等を必要とする者の割合を一定程度確保する仕組みを設ける必要がある。